

令和6年9月25日

静岡県フロン回収事業協会会員 様

くらし・環境部環境局環境政策課長

第一種フロン充填回収業者の違反等について（注意喚起）

オゾン層破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、令和2年4月1日から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」）が施行されております。

近年、フロン排出抑制法の対象である業務用空調機、業務用冷蔵・冷凍機器のフロン充填回収業務で下記の事例が見受けられますので、作業にあたり、いま一度注意していただきますようお願いいたします。

記

1 無登録営業

- ・「充填」「回収」とともに所管の都道府県への登録が必要ですが、未申請、登録の有効期限が切れた状態での営業（作業）事例がありました。
- ・無登録営業を行った場合、法第27条違反となり直接罰として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第103条一、二）となります。

2 必要書類の不足

- ・回収作業にあたり、引取証明書を交付する必要がありましたが、別の証明書で代用していた事例がありました。
- ・必要な書類を交付しなかった場合、法第45条違反となり間接罰として50万円以下の罰金（法第104条一）となります。

3 フロン類算定漏えい量の報告漏れ

- ・事業者として全国で1,000t-CO₂以上のフロンの漏えいがあった場合、国に報告する義務がありますが、報告がされていなかった事例がありました。
- ・1,000t-CO₂を超えるフロンの漏えいがあった場合には、管理者（第一種特定製品の所有者）に対して、国に報告するように説明してください。また、高圧ガス保安法で県・政令市に届出を出している設備については、県消防保安課、静岡市消防局、浜松市消防局いずれかへの報告が必要となりますので、漏えいがあった場合、そちらにも報告が必要である説明を管理者に対して行って頂きますようお願いいたします。

担 当：地球環境班

T E L：054-221-2208